

大分県報

令和二年
号外（九〇）
十一月二十七日

（金曜日）

目次

選挙管理委員会告示

- 大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙の執行……………一
大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式……………二
大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印……………二
大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法……………二
大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等……………二
大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における政治活動用ポスターの確認の方法……………二
大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……………二
大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……………三
大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所……………三
大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時……………三
大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時……………三

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十二号

令和二年十一月二十七日

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定による大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙を次のとおり執行する。

令和二年十一月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 選挙期日 令和二年十二月六日

二 選挙すべき議員の数 一人

大分県選挙管理委員会告示第三十三号

令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和二年十一月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

令和二年十二月六日執行

大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙投票

大分県選挙管理委員会之印

○注意

- 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

備考

- 用紙はだいたい色とし、黒色のインクで印刷する。
- 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

大分県報号外（選管委告示）

- 三 「大分県選挙管理委員会之印」は、刷込み式とする。
- 四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法（ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。）とする。
- 五 点字投票用紙に表示する選挙の種類は、「けんぎ ほけつ」とする。

大分県選挙管理委員会告示第三十四号

令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

令和二年十一月二十七日

- 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
- 一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会委員長の印
- 二 仮投票用封筒 町選挙管理委員会委員長の印

大分県選挙管理委員会告示第三十五号

令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。

令和二年十一月二十七日

- 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
- 大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

大分県選挙管理委員会告示第三十六号

令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

令和二年十一月二十七日

- 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
- 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- 2 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

- 3 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- 4 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一夜につき一万二千元
- 5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千元
- 6 茶菓料 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

1 基本日額 一万円

2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ一の1、2及び3に掲げる額

2 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき一万円

四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円

2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千元

3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元

4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千元

大分県選挙管理委員会告示第三十七号

令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における政治活動用ボスターの確認の方法を次のとおり定めた。

令和二年十一月二十七日

- 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
- 検印をもって行う。

大分県選挙管理委員会告示第三十八号

令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

令和二年十一月二十七日

- 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
- 欠

令和二年執行補選
大分県選挙区
大分県選挙区補選
令和二年執行補選
大分県選挙区補選

備考

一 「選挙区」には、大分県議会議員の選挙区の略名を記載し、「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。
二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第三十九号

令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和二年十一月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

区 分	住 所	氏 名
選 挙 長	大分市大道町三丁目四番五八―六〇三号パークサイド大みち町	河野 哲郎
選挙長職務代理者	日田市城町一丁目二番二五号スカイタイガーマンション五〇二号	渡邊 則明

大分県選挙管理委員会告示第四十号

令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙において、選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和二年十一月二十七日

令和二年十一月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一

大分県玖珠総合庁舎 二階 中会議室

令和二年十一月二十八日以後

日田市城町一丁目一番一〇号

大分県西部振興局

大分県選挙管理委員会告示第四十一号

令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和二年十一月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一

大分県玖珠総合庁舎 二階 中会議室

二 日時 令和二年十二月八日 午後二時

大分県選挙管理委員会告示第四十二号

令和二年十二月六日執行の大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和二年十一月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一

大分県玖珠総合庁舎 二階 中会議室

二 日時 令和二年十一月二十七日 午後五時二十分